日本学生支援機構　給付奨学金

「適格認定（学業）」について

文教大学

①適格認定とは？

学業成績等をもとに、次年度の支援継続可否を判断することを「適格認定」といいます。大学が３月に日本学生支援機構に報告し、日本学生支援機構が最終的な処置を決定します。
報告した内容は４月上旬頃にB!Naviで通知、日本学生支援機構から結果が届き次第、5月頃に正式な通知を配布しますので、必ず確認してください。

適格認定の基準は次ページ以降を確認

①適格認定とは？

2025年度から学業基準が
変更となりました↓
https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/10634

【適格認定（学業）の基準】

認定区分	2026年度奨学金貸与	基準	備考
継続	あり	廃止、停止、警告に該当しない者	2026年度初回振込日 4月21日（火）
警告	あり （成績が向上しない場合、停止または廃止）	・2025年度までの総修得単位数が標準修得単位数※2の**7割以下**の場合 ・2025年度の成績が所属学科学年の下位4分の1※3に位置する場合 ・学修意欲が低いと判断した場合	
停止	なし （1年間支援停止）	・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する（２回目の警告がGPA下位4分の1以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して3回該当する場合を除く。）	翌年度の処置が警告以上の場合は廃止となり、継続の場合は支援再開となる。
廃止※1	なし （資格喪失）	・修業年限で卒業できないことが確定した場合 ・2025年度までの総修得単位数が標準修得単位数※2の**6割以下**の場合 ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（「停止」の区分に該当するものを除く。）	

①適格認定とは？

【適格認定（学業）の基準】

⚠注意事項⚠

※1　廃止基準に該当し、総修得単位数が標準修得単位数の1割以下である等、学業成績が著しく不良である場合、奨学生資格及び授業料減免の認定が遡及取消され、給付済みの奨学金及び還付済の授業料減免額の返還を求めます。

※2　標準修得単位数および警告・廃止の単位数はP.5のとおりです。

※3　修得単位数およびGPAを元に判定します。

◎多子世帯に該当する方も本基準の対象です。
継続基準に該当しない場合は支援が停止される可能性があります。

①適格認定とは？

【適格認定（学業）の基準】

標準修得単位数は以下のとおりです。

		2025年度終了時点の総修得単位数		
		1年生	2年生	3年生
教育・人間科・情報・国際・経営	標準修得単位数	31単位	62単位	93単位
	警告	19～21単位	38～43単位	56～65単位
	廃止	0～18単位	0～37単位	0～55単位
文	標準修得単位数	32単位	64単位	96単位
	警告	20～22単位	39～44単位	58～67単位
	廃止	0～19単位	0～38単位	0～57単位
健康栄養	標準修得単位数	33単位	65単位	98単位
	警告	20～23単位	40～45単位	59～68単位
	廃止	0～19単位	0～39単位	0～58単位

①適格認定とは？

【やむを得ない事情の確認】

警告・停止・廃止基準内であっても、傷病・災害等やむを得ない事由があると認められる場合は、警告・停止・廃止に該当しないと認定される場合があります。
2月にGoogleフォームで調査を行いますので、**事情がない方も全員必ず回答**してください。

やむを得ない事情が
ない場合

「やむを得ない事情はない」を選択

→警告・停止・廃止に該当してもやむを得ない事情を考慮せずに報告します

やむを得ない事情が
ある場合

「やむを得ない事情がある」を選択し、
根拠資料（診断書など）を添付する。

→後日大学から事情を確認する可能性があります

②適格認定の流れ

２月	【全員回答必須】「やむを得ない事由」に関する調査
３月	大学で学業成績等の審査を行い、日本学生支援機構に報告 →日本学生支援機構が処置決定
４月上旬 （予定）	B!Naviで日本学生支援機構に報告した適格認定結果を通知
5月	日本学生支援機構が認定した処置に基づき、正式な処置通知を交付

②継続願について

給付奨学金のみを受給している方は、継続願を提出する必要はありません。

！注意！

☑貸与奨学金については、継続願の提出が必須

》 貸与奨学金の継続手続き書類を必ず確認する！

☑給付奨学金と第一種奨学金を併用しており、第一種奨学金の貸与月額が0円となっている場合も、貸与継続願の手続きが必要

》 第一種奨学金辞退の希望がなければ必ず「継続」で手続きをする！

③2026年度からの変更点

【学費納入方法の変更について】

学費納入方法が変わります！

2025年度まで

~~振込用紙による~~
~~銀行振込~~

2026年度から

口座振替

③2026年度からの変更点

【学費納入方法の変更について】

1期分は3月、2期分は8月に財務課から送信される納入方法アンケート（Googleフォーム）へ「修学支援予定者である」と回答

授業料減免額を差し引いた金額を引き落とします

※Googleフォームに回答をしない、または「修学支援予定者である」と回答しない場合は、減免額を差し引くことができず、1期分は5月中旬、2期分は9月下旬の引き落としとなります。回答内容をよく確認してください。

③2026年度からの変更点

【学費納入方法の変更について】

修学支援予定者の口座引き落とし時期（予定）

≪2026年度≫

1期（前期）分 ≫ **7月28日**

2期（後期）分 ≫ **1月13日**

詳細は以下の文教大学HPをご確認ください。
https://www.bunkyo.ac.jp/campuslife/tuition/file/file_tuition_03.pdf